

長崎県無人航空機による空中散布の報告要領

令和5年4月

長崎県農業イノベーション推進室

第1 趣旨

平成27年9月に航空法の一部を改正する法律（平成27年法律第67号）が成立（平成27年12月10日施行）され、今後、産業用無人ヘリコプターや無人マルチローター（ドローンを指す）等の無人航空機を用いて空中散布を実施する場合には、国土交通大臣に事前に申請し、あらかじめ許可及び承認をえることとされた。

令和元年7月に国は、無人マルチローターの機体の性能確認、操縦者の技能認定等の航空安全に関する事項については、航空法を所管する国土交通省において一元的に行なうこととし、農薬の安全使用に関する事項については、「農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知。以下「空中散布ガイドライン」という。）を別添のとおり無人ヘリ及び無人マルチローターそれぞれについて制定した。

「空中散布ガイドライン」において無人ヘリでは、実施主体に対して、空中散布に係る実施計画、実績及び農薬事故情報の報告について県を経由して報告するように定めている。一方、無人マルチローターでは、実施主体に対して、農薬事故情報は県を経由して報告するとしているものの、実施計画及び実績の報告は必要としていない。

しかしながら、本県では無人マルチローターにおいても、無人ヘリと同様に、事故発生時に早急に対応するとともに、空中散布の実施による蜜蜂への被害を防止する必要があることから、実施計画及び実績について、県への積極的な情報提供を求めることとする。

については、無人航空機による空中散布に係る報告事務を円滑に進めるべく、本県における報告要領を定める。

第2 実施計画の報告方法

- 1 実施主体は、振興局へ空中散布を実施する月の前月末日までに、年間実施計画（別記様式1）を報告すること。
- 2 振興局は、実施主体から報告を受けた場合は、当該事業計画書が安全かつ適正な空中散布の実施を確保する見地からみて適切に定められていること及び記載に不備がないことを確認した上で、その区域内の実施計画を取りまとめて、農業イノベーション推進室へ報告すること。
- 3 振興局は、空中散布の実施による蜜蜂被害の発生を防止するため、事業計画書を各地域のみつばち連絡協議会に提出すること。さらに、地域みつばち連絡協議会は、当該情報のうち必要な情報（農薬散布の実施予定月日、作物名、実施場所、散布資材名等）を整理し、養蜂業者へ情報提供を行うこと。

第3 実績の報告方法

- 1 実施主体は、振興局へ空中散布の実施後速やかに事業報告書（別記様式2）を提出すること。ただし、事故等の緊急の場合はこの限りではない。
- 2 振興局は、実施主体から報告を受けた場合は、記載に不備がないことを確認したうえで、その区域内の実績報告を取りまとめて、当該年の4月から翌年3月までの実績を4月20日までに農業イノベーション推進室へ報告すること。

第4 事故情報の報告方法

- 1 無人ヘリコプターによる農薬の空中散布ガイドライン及び無人マルチローターによる農薬の空中散布ガイドライン第3の1に定める事故が発生した場合、その実施主体は、振興局へ当該事故に関する情報を直ちに連絡すること。なお、無人ヘリコプターによる農薬の空中散布ガイドライン及び無人マルチローターによる農薬の空中散布ガイドライン第3の1（2）と（3）に定める航空法に基づく事故等が発生した場合、その実施主体は、飛行の許可等を行った国土交通省航空局安全部無人航空機安全課、地方航空局保安部運航課又は空港事務所についても事故等の報告を、原則ドローン情報基盤システム(DIPS)における事故等報告機能を用いて行うこと。
- 2 振興局は、実施主体から連絡を受けた場合は別記様式3により事故情報の詳細について聞き取り、記載に不備がないことを確認し、速やかに農業イノベーション推進室へ報告する。第1報は事故発生を優先し、その時点で入手できた情報のみ記入して報告する。その後入手した情報は、続報として適宜報告する。

3 報告内容

事故情報の報告をする際は、以下の事項に留意すること。

（1）第1報

- 報告時期：情報入手後直ちに（※迅速な報告を最優先）
 - 報告様式：別記様式3又は電話連絡でも可
 - 報告内容：最低限以下の項目を報告すること（記載例を参考）
 - ・ 発生年月日、発生場所（市町程度まででも可）、実施主体、作業内容、事故概要、初動対応、報道の有無
- ※ 報道の有無については、人身事故、停電が発生した場合は特に注意。
第1報の時点で確認できない場合は、翌日電話連絡で報告

（2）第2報

- 報告時期：事故発生から1週間以内
- 報告様式：別記様式3
- 報告内容：第1報の報告に以下の項目を追加、添付すること（記載例を参考）
 - ・ 事故の詳細、被害状況、事故原因等
 - ・ 見取り図の作成（事故発生時の状況の把握）

※ 機体、架線、操縦者、補助者の位置、機体の飛行経路等が分かりやすい見取り図を作成（可能であれば、現場写真を添付）

（３）最終報

- 報告時期：事故発生から１ヶ月以内
- 報告様式：別記様式３
- 報告内容：これまでの報告に加え、「再発防止対策」を記載すること
※ 事故原因に基づき具体的に記載すること。例えば、「基本的な安全対策をしっかり行う」だけでは、不十分。これまでに通知した事故防止のポイントが守られていたか確認し、今後どうするかを具体的に記載すること。

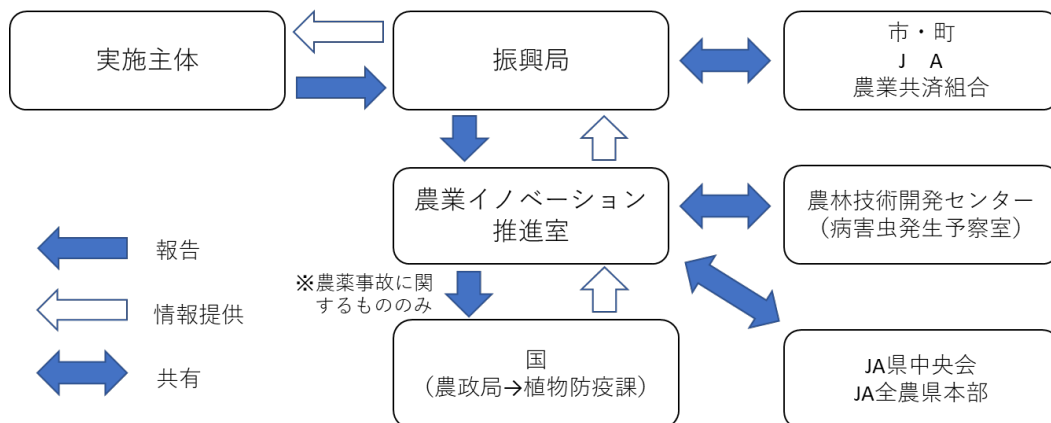


図 事故情報の連絡体制

第5 情報管理

- 1 第2、第3及び第4で報告された計画、実績及び事故情報は国へ報告する（計画及び実績は実施状況を整理した上で公表されるほか、事故情報は注意喚起や事故防止のポイントの整理、公表により事故防止へ反映するために利用される）ほか、県においては今後の無人ヘリ安全対策業務及び蜜蜂被害軽減対策の参考資料に資する。
- 2 報告された情報は、1の目的以外には使用しない。個人情報や特定の地域の情報等については、関係法令に基づき慎重を期して取り扱い、提出された個表をそのまま公表することはしない。

第6 報告先及び問い合わせ先

報告先：下記の各振興局

問合せ先：県庁農林部農業イノベーション推進室みどり戦略推進班

（〒850-8570 長崎市尾上町3-1）

TEL 代表 095(824)1111、直通 095(895)2933

FAX 095(895)2592

管轄区域	報 告 先
長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町	県央振興局農林部地域普及課 〒854-0071 諫早市永昌東町 25-8 TEL 0957(22)0057 FAX 0957(35)1133
島原市、雲仙市、南島原市	島原振興局農林水産部農業企画課 〒855-0835 島原市西八幡町 8509-2 TEL 0957(62)3610（直通） FAX 0957(62)4303
佐世保市、平戸市、松浦市、小値賀町、佐々町	県北振興局農林部農業企画課 〒859-6325 佐世保市吉井町大渡 80 TEL 0956(41)2033（直通） FAX 0956(64)2239
五島市、新上五島町	五島振興局農林水産部農業振興普及課 〒853-8502 五島市福江町 7-1 TEL 0959(72)5115（直通） FAX 0959(72)5117
壱岐市	壱岐振興局農林水産部農業振興普及課 〒811-5732 壱岐市芦辺町国分東触 678-7 TEL 0920(45)3038（直通） FAX 0920(45)3045
対馬市	対馬振興局農林水産部農業振興普及課 〒8817-8520 対馬市厳原町宮谷 224 TEL 0920(52)4011（直通） FAX 0920(52)0960